

令和元年度第7回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年10月16日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和元年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和元年10月16日(水) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和元年10月16日(水) 午後2時20分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

10番 國分弘志君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第38号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第43号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

- 議案第44号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第45号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第46号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

2番 小田正喜君 3番 外山康仁君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	山崎和也	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椛木信人	事務局主査	吉田武範

10. 書 記

事務局主査 椛木信人

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年10月7日に告示招集いたしました、令和元年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 小田 正喜 委員、3番 外山 康仁 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第37号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページは、農地法によるものが4件で、今後は、31番、34番は貸借予定。32番は自ら耕作。33番は機構への切替です。3ページは、中間管理事業によるもので4件あり、今後は、17番から19番は売買予定。20番は贈与予定です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）4ページをお願いいたします。報告第38号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから7ページです。今回は12件で、50番は孫への遺贈、残りは全て相続によるものです。あっせん等の希望はありません。50番は一部を自ら耕作、一部を貸借中、一部を農地として管理。51番は農地として管理。52番は一部を貸借中、一部を農地として管理。53番は貸借中。54番は自ら耕作。55番は農地として管理、現況の一部は宅地。56番は自ら耕作、一部を農地として管理。57番は農地として管理。58番は農地として管理、現況の一部は雑種地。59番は自ら耕作。60番は農地として管理。61番は一部は貸借中、一部は農地として管理。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は、竹浦班長、杉山委員、山崎委員の3名です。10月7日に現地調査及び市役所別館5階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）8ページをお願いいたします。議案第43号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、9ページから10ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計7件で、このうち所有権移転は5件、賃借権設定が2件となっています。まず、所有権移転ですが、9ページの申請番号52番から54番までは、相

手方要望による売買です。55番と56番は贈与で、55番は妹から兄へ、56番は母から子へ贈与するものです。10ページは貸借です。申請番号38番と39番は、労力不足により賃貸借を行います。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の52番から56番までと貸借の38番から39番までについての農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおり該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議 長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）11ページをお願いいたします。議案第44号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、12ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について報告をいたします。会長の話にもありましたが、10月7日の午後、竹浦班長、杉山委員と私の3名で、別館5階の会議室において農用地利用調整会議を行い、あわせて4名からの聴取調査を行いました。あっせん件数は、所有権移転に係る売買4件

で、売買理由は相手方の要望あるいは労力不足となっております。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、全て認定農業者であります。これらの申請地は、所有権の移転を受ける者が経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られているものと考えます。以上、今月申請のあった4件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めました。その旨を10月7日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告としております。以上のことから、委員の皆様方、審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）山崎委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。議案第45号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。14ページです。使用貸借の合計は、2件、6筆、17,588平方メートルです。期間は、2件とも10年です。54番が経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。議案第46号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。16ページです。昭和47年に住宅建築で転用許可済みでしたが、未だ着工されていません。その土地に隣接している承継者が、資材置場として事業計画変更するものです。また、この案件は、5条にも申請されております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、18ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願

います。15番 杉山 秀明 委員、お願いします。

報告委員（杉山秀明君） それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、4件です。申請番号32番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は現在実家で親と同居中ですが、このたび申請地を買って自己住宅を建築するものです。申請番号33番は、賃貸住宅の建築です。申請地に一戸建ての貸家4棟と、4世帯入りのアパートを1棟建築する計画となっています。申請番号34番は、資材置場の整備です。先ほどの議案第46号で説明がありましたが、譲渡人がかつて転用許可を得た場所において、譲受人が事業を承継して自社の資材置場を整備しようとするものです。申請番号35番は、一時転用により砂利採取を行うものです。砂利の採取期間は、転用許可日から一年間で、上北地域県民局に砂利採取の認可申請済みです。申請地の場所ですが、申請番号32番は、南吾郷町内会館の南側です。33番は、薬王堂十和田元町店の北側です。34番は、ゆーゆーランドの東側です。35番は、赤沼地区集落排水処理施設の北側です。次に農地区分についてですが、申請番号32番から34番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号35番は、農振農用地区域内農地ですが、期間1年以内の一時転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君） 杉山委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第47号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和元年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠に ご苦労様でした。

———— 閉会 午後 2 時 2 0 分 ————